

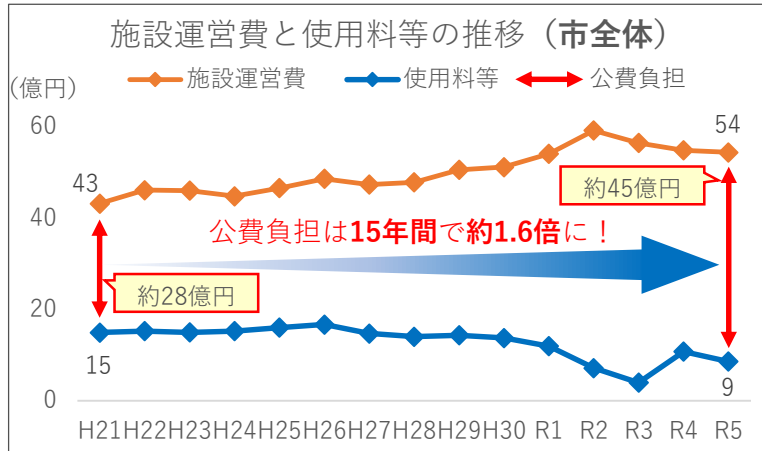
# 令和8年4月1日から琴海北部研修センターの使用料を改定します。

## 使用料とは

使用料とは、体育館や会議室などの施設を利用する人に支払ってもらう料金です。

## 料金を改定する理由

施設の運営費は使用料と公費（施設を使用しない人を含む市民の税金など）で負担していますが、近年の物価高騰や人件費の増加によって施設の運営費も増加しています。約30年間、使用料を見直していないことから、公費の負担割合が大きくなっています。



左のグラフを見ると、長崎市全体の施設の施設運営費が高くなっていることが分かるね。  
でも、公費負担が増えたらどうなるの？



公費負担が増えるということは、その分、施設を使わない人を含めたすべての市民の負担が増えることになります。

なるほど。施設を利用する人と利用しない人の負担割合のバランスを保つために改定するんだね。

約30年ぶりに見直した結果、使用料が大幅に上昇する場合がありますが、これらの使用料は、皆さんへの影響が急激に増えないように調整した額を改定後の額としています。



改定後の料金※詳しくは裏面をご参照ください。

区分	料金（1時間あたり）
体育館	9 6 0 円
研修室 1	6 1 0 円
研修室 2	6 1 0 円

区分	料金（1時間あたり）
和室 1	6 1 0 円
和室 2	6 1 0 円
調理実習室	3 5 0 円

他の施設の料金など詳しくはこちら



問い合わせ先：北総合事務所地域福祉課（TEL 095-814-3400）

※使用料には、照明器具及び冷暖房設備使用料も含まれます。

※使用料については、1時間あたりの金額になります。

# 令和8年4月1日から琴海北部研修センターの使用料を改定します。

## 改定前の料金（令和8年3月31日まで）

区分	料金						照明器具 (1時間あたり)	冷暖房設備 (1時間あたり)
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時 まで	午前9時から 午後5時まで	正午から 午後10時 まで	午前9時から 午後10時 まで		
体育館	1,100円	1,100円	1,644円	1,644円	1,980円	2,200円	324円	-
研修室1	104円	104円	157円	157円	220円	324円	104円	272円
研修室2	104円	104円	157円	157円	220円	324円	104円	272円
和室1	104円	104円	157円	157円	220円	324円	104円	272円
和室2	104円	104円	157円	157円	220円	324円	104円	272円
調理実習室	220円	220円	324円	324円	544円	764円	104円	-

## 改定後の料金（令和8年4月1日から）

※令和8年3月31日までは、時間帯の区分ごとに金額が異なっておりましたが、改定後（同年4月1日以降）は、1時間あたりの金額に変更になっております。  
また、改定後の使用料には、照明器具及び冷暖房設備使用料も含まれております。

区分	料金（1時間あたり）
体育館	960円
研修室1	610円
研修室2	610円
和室1	610円
和室2	610円
調理実習室	350円

他の施設の料金など  
詳しくはこちら

